

平成23年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について  
平成23年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、次のとおり採択する。

2010年（平成22年）7月30日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

平成23年度使用藤沢市立中学校用教科用図書  
別紙のとおり

#### 提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、及び同法施行令第14条の規定により、中学校用教科用図書については、平成21年度採択と同一のものを採択する必要がある。

#### 参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋  
(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

## 平成23年度使用藤沢市立中学校用教科用図書

教科	種目	発行者の 番号・略称	書名
国語	国語	38 光村	国語1、2、3
	書写	15 三省堂	現代の書写 一、二・三
社会	社会 (地理的分野)	46 帝国	社会科 中学生の地理 世界のなかの日本 初訂版
	社会 (歴史的分野)	2 東書	新編 新しい社会 歴史
	社会 (公民的分野)	2 東書	新編 新しい社会 公民
	地図	46 帝国	新編 中学校社会科地図 初訂版
数学	数学	17 教出	中学数学1、2、3
理科	理科 (第一分野)	61 啓林館	未来へひろがるサイエンス 第1分野(上)、(下)
	理科 (第二分野)	61 啓林館	未来へひろがるサイエンス 第2分野(上)、(下)
音楽	音楽 (一般)	27 教芸	中学生の音楽 1、2・3(上)、(下)
	音楽 (器楽合奏)	27 教芸	中学生の器楽
美術	美術	116 日文	美術1 自由な心で 美術2・3(上)美を求めて、(下)美術の広がり
保健体育	保健体育	197 学研	新・中学保健体育
技術・家庭	技術・家庭 (技術分野)	2 東書	新編 新しい技術・家庭 技術分野
	技術・家庭 (家庭分野)	9 開隆堂	技術・家庭 家庭分野
外国語	英語	15 三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition1・2・3